

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 38 回食品表示部会 (CCFL)

日時 : 2010 年 5 月 3 日 (月) ~ 5 月 7 日 (金)
 場所 : ケベックシティ (カナダ)

想定される仮議題^注

「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」(GL 32-1999) の修正 - 付属文書 1 (エチレンの使用) (ステップ 7)
包装食品の表示に関する一般規格 (CODEX STAN 1) の修正: 定義 (遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告) (ステップ 7)
遺伝子組換え / 遺伝子操作技術由来食品の表示に関する勧告 (ステップ 4)
栄養表示ガイドライン (CAC/GL2) の改訂 (セクション 3.2 栄養成分リスト) (ステップ 4)
栄養表示の読みやすさについての基準・原則 (ステップ 4)
義務的栄養表示に関する討議文書
食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略で特定された食品原材料を取り扱う表示規定に関する討議文書
規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する検討
包装食品の表示に関する一般規格 (CODEX STAN 1) の修正 (「容器」、「液体媒体」、「包装材」、「包装済」及び「包装済食品」の定義 (section 2)、添加された水分 (section 4.2.1.5)、正味量及び固形量 (section 4.3))
「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」(GL 32-1999) の定期的見直し
疑わしい偽装有機食品に関する当局間の意見交換
「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」(GL 32-1999) の修正 (付属文書 2 表 2 へのスピノサド、炭酸水素カリウム及びオクタン酸銅の追加)

誤解を招く恐れのあるエネルギードリンクの名称

個別食品規格の表示に関する条項の承認

注：コーデックス事務局からの文書がまだ発出されていないことから、農林水産省ホームページから抜粋した。

第 38 回食品表示部会（CCFL）の主な検討議題

日時：2010年5月3日（月）～5月7日（金）（予定）

場所：ケベックシティ（カナダ）

主要議題の検討内容

「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」（GL 32-1999）の修正 - 付属文書 1（エチレンの使用）（ステップ 7）

第 36 回会合においてキウイフルーツ及びバナナの追熟目的に限ったエチレンの使用が合意され、第 31 回総会で採択された。しかし、他の熱帯果実への使用については、上記ガイドラインのセクション 5.1 の規準に合致するという根拠が不十分として、関心国に情報の提供が求められている。

これまで我が国は、独自にセクション 5.1 の適合性を判断してきたが、本年予定している有機 JAS 規格の見直しの一環として、この点について検討することとしている。

「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」（GL 32-1999）の定期的見直し

前回会合において米国が提案した上記ガイドラインの定期的見直しの手順策定については、今回回会合までに米国が討議文書を作成することになっている。

我が国は、プロセスの透明性を確保するという観点から原則的には支持できるものの、まずは米国が作成する討議文書を精査し、適切に対応したい。

疑わしい偽装有機食品に関する当局間の意見交換

前回会合において EC が提案した偽装の疑いのある有機食品に関する当局間の情報交換の仕組み作りについて、新規作業とされた場合にどの部会で議論することになるかは執行委員会のクリティカルレビューを経て総会で決定されることになるものの、まずは今回回会合までに EC が討議文書を作成することになっている。

我が国は、有機 JAS マークについても同様の問題が発生していることから、必要な作業であるという認識は共有するものの、EC が作成する討議文書を精査し、適切に対応したい。

「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」（GL 32-1999）の修正（付属文書 2 表 2 へのスピノサド、炭酸水素カリウム及びオクタン酸銅の追加）

前回会合においてE Cが提案した3資材の追加について、新規作業とするには上記ガイドラインのセクション 5.1 の規準に合致しているかどうかを示す根拠が必要として、関心国に情報の提供が求められている。

我が国は、炭酸水素カリウムは有機農産物J A Sで認められているものであることから支持するものの、他の2資材については前述のエチレンと同様に検討することとしている。